役　員　報　酬　規　程

制　定　　平成２５年８月１日

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人山口県青果物基金協会（以下、「本会」という。）定款第３０条第１項に基づき、本会の役員の報酬基準について定めることを目的とする。

（報酬及び金額）

第２条　役員が職務により総会、理事会その他の会議に出席したときは、役員報酬として日当（１日につき、４，５００円）を支給する。

（支給方法）

第３条　前条の日当の支給は、役員が前条の会議に出席する都度、現金により支給する。

（補　則）

第４条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成２５年８月１日施行）

役 員 報 酬 規 則

制　定　平成２６年６月３０日

（目　　的）

第１条　この規則は、公益社団法人山口県青果物基金協会（以下、本会という。）役員報酬規程第４条に基づき、規程の実施について定める。

（実施内容）

第２条　役員報酬規程第２条に定める役員報酬については、毎事業年度初めの理事会における議決に基づき、当年度の支給を停止することができる。

附　　則

（制定･改廃）

１．この規則の制定・改廃は理事会の議決により理事長が決定する。ただし、簡易な事項ついては理事長が決定する。

（疑義解明）

２．この規則の解釈その他の疑義は、事務局長が決定する。

（施行期日）

３．この規則は、平成２６年６月３０日より施行する。

（補　　則）

４．平成２５年度における年度当初理事会は、平成２６年６月３０日開催理事会とみなすものとする。